

川越市告示第四百九十一号

平成二十六年川越市告示第四百二十七号による要措置区域の指定について、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第二十三号）の施行に伴い、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の一部を除外するので、次のとおり告示する。

平成二十六年八月十八日

川越市長 川合善明

一 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類

一・一―ジクロロエチレン

二 基準に適合していない特定有害物質の一部について除外する要措置区域

川越市岸町二丁目四十番六